

改正

平成30年3月22日告示第45号

佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、佐久市の豊かな自然環境などの地域資源をいかし、都市部住民と農業、林業などの体験を通じて交流する事業（以下「故郷ふれあい交流事業」という。）を実施するグループ、法人、組合、個人等（以下「交流実施団体等」という。）に対し、当該事業を促進し、交流人口の創出に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する交流実施団体等とする。

- (1) 市内に住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有すること。
- (2) 故郷ふれあい交流事業を3年以上継続して実施する見込みのあること。

(補助対象経費及び補助金額)

**第3条** 補助金の対象となる経費は、故郷ふれあい交流事業に係る初年度（初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。）から3年度間の事業費のうち市長が認めるものとし、補助金の額は、年度ごとに、1交流実施団体等につき20万円を限度とする。

(交付申請)

**第4条** 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する申請書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 故郷ふれあい交流事業実施計画書及び予算書
- (2) 交流実施団体等が団体の場合は、定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 交流実施団体等が団体の場合は、その会員等の名簿
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該交流実施団体等に対し、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

**第6条** 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市故郷ふれあい交流事業実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 故郷ふれあい交流事業実績書
- (2) 故郷ふれあい交流事業経費精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(補助金額の確定)

**第7条** 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつた場合は、交付決定の内容に照らし審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交流実施団体等に対し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金等の交付請求)

**第8条** 交流実施団体等は、補助金の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、規則第14条の規定により、請求書を市長に提出しなければならない。

2 交流実施団体等が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該交流実施団体等に対し、佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 交流実施団体等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月22日告示第45号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始した事業の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前に開始した事業の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。